

「再審請求権における検察関与のあり方とその限界について」抜粋・要約

立命館大学大学院生(法学専攻)

笹谷珠希 氏 論文

1 再審制度の概要について

- ・戦後、再審に関して注目される問題点が大きく変遷している状況にあるが、その要因は、そもそも「再審」をどのような位置付けの制度として理解すべきなのかが明確化・共有されていないことによると考えられている。
- ・一方で「再審」が「確定有罪判決に対する事実誤認を主とした理由として行われる非常救済手続きである」という点は共通している。
- ・しかし、具体的な再審制度の理念をどのように理解すべきかについて、学説等では次の2つに大別される。

①「再審」は「実体的真実と判決における具体的法的安定性との矛盾およびその調和をみいだす制度」との考え方で、「再審」は、審理を尽くした上で確定に至った裁判の権威を傷つけることになり、裁判の確定力は、国の法秩序の安定につながり、容易にこれを打ち破ることはできないとされている。そのため、この考え方は「疑わしきは確定力の利益に」という判断に傾斜しやすく、再審による誤判救済の幅は非常に狭くなる。旧法以来の研究者や現役検察官から支持されている。

②もう一つが「再審」は「無辜（むこ：何の罪もないこと）を救済するという人権のための制度」として捉える立場で、「疑わしきは被告人の利益に」という現行法の精神に則った考え方で現在の有力説であり、再審による誤判救済の幅は広がる。現行法施行以降の研究者や弁護士が支持する立場である。

- ・旧刑事訴訟法では、利益再審(被告人の利益に資するための再審)と不利益再審(被告人の不利益、例えば、確定刑よりさらに重い刑罰を科す)の両方が認められていたが、戦後は憲法の制定を受け不利益再審は廃止されている。このことから、①の立場が全く採用できない訳ではないが、これが主たる理念とされることにはならないのではないか。

※再審制度の理念は②の「無辜の救済のための制度」として理解されるべき。

2 再審請求審に検察官が関与することは可能か

- ・検察官が再審請求審に関与することは、刑訴法等の4つの条文で認められていることなどから、検察官を全く関与させないといった解釈は採用できず、検察官の関与は肯定されていると解するのが妥当。
- ・しかし、関与の度合いが無制限に認められている訳ではなく、一定の制限ないし制約があると考えられる。その根拠として、検察官が再審請求権者であることの理由とし

て、検察官が「公益の代表者」であることが挙げられ、再審請求者であることを積極的に捉えると、「公益の代表者」という性質がより濃く反映される事となる。不利益再審が廃止された現在の「公益」は、無辜を救済することであり、検察官は無辜の救済に資するような関与が求められている。その視点に立てば、再審請求人が確定有罪判決を争って再審を請求し、新証拠を提出したとき、検察官は公益の代表者として新証拠に問題があればその点を指摘し、必要な場合は事実の取り調べについて職権の発動を促す限度に留まると考えられる。つまり、検察官の関与は、消極的な当事者として政策的に請求手続きの職権化を避け、適正な請求手続きの進行を図るために認めたものに過ぎない。

- ・一方で、積極的な関与が許容される状況は、請求人の証拠開示請求に対して、検察官は真実発見のために「公益の代表者」として協力する場合である。そのため、請求人が提出した新証拠に特段の問題が無いにも関わらず、検察官が確定判決維持のために新証拠を徹底的に弾劾し、その価値を滅失させるようなことは凡そ許されない。

3 本来、検察官の再審請求審における関与は「公益の代表者」という性質に反しない程度までに限定的であるにも関わらず、請求人にとって不利益性が深刻な再審開始決定に対する検察官抗告は、どのような理論で肯定されようとしているか。

- ・検察官抗告必要説(主として検察官から主張されている)

ア 適切な再審開始を確保するには、不服申立が必要であり、検察官の意見を求める以上は不服申立を認めるのが筋である。

イ 上訴に関する現行法全体の体系とバランスを乱してまで再審開始決定に対する検察官抗告を禁止するように改める合理的な理由はない。

ウ 再審開始決定について、公益の代表者としての観点からこの当否を判断し否とする場合の不服申し立て権を認めているのであり、開始決定をするについて検察官の意見を聞くことにしているのであるから、検察官の不服申立権を認めることは当然である。

エ 検察官の不服申立を禁止するという考え方は、確定判決を支持することは一切許容しない極めて一方的な偏った考え方で、公益の代表者としての検察官の立場を無視するものである。

- ・法務省は、検察官が再審決定に対して抗告をし得るということについて、公益の代表者として当然で、再審請求審における審理、決定が適正かつ公正に行われることを担保しているとし、検察官の抗告権を排除することは、違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性の見地からこれを是正する余地をなくしてしまうとして、検察官抗告の必要性を主張している。

4 21世紀の再審事件は、検察官抗告が無辜の救済を妨げていることから、検察官抗告を否定する主張が導出されている。その論調は、再審開始決定に対する検察官の抗告は、再度の危険を発生させるものであるから許されないという憲法第39条の保障する「二重の危険の禁止(同一の犯罪について二度裁判を受けない)」の考え方を基軸に展開されている。

・検察官抗告否定説

ア 通常審の場合の検察官上訴を前提として考えると、検察官は三審制のもとで3度有罪立証の機会を与えられ、その結果としての確定有罪判決なのだから、被告人は十分「危険」に晒されており、そのため「二重の危険の禁止」の観点からも、再審開始決定に対する抗告は認めるべきではない。

イ 検察側の即時抗告は、憲法に基礎をおく再審の趣旨・正確からみて許されるべきではない。

ウ 再審開始決定段階において、検察官の公訴権はすでに存在しない以上、検察官抗告は、検察官が再審請求棄却を求めるものとしては予定されていない。つまり、元被告人の意思に反する再審開始決定に対して、元被告人のみが抗告できるものという理解に立っている。

5 検察官抗告は、「再審」の理念に鑑みれば、本来的には否定されて然るべきである。

しかし、刑事訴訟法450条の存在から、解釈論による検察官抗告の否定が困難であるとする考え方も有力である。そのため、検察官の抗告権を認めたくえて、その制限を図ろうとする立場がある。

・検察官抗告制約説

ア 即時抗告の明文規定が、検察側に関するものではないと解することは不可能ではないものの、現実的には事例に応じて即時抗告権の乱用という形で争うしかないと考えられる。そのうえで、検察官抗告が可能な場合として刑訴法435条、436条に記載のあるもの以外の場合の検察官抗告は禁止されている、という考え方。

イ 裁判所が有罪判決を受けた者のために再審開始決定を言い渡した以上、検察官が即時抗告を申し立てることによってこれを争うことは容認できず、むしろ、裁判所の再審開始決定を基本的に尊重、養護すべき義務を負うものと解する。ただし、検察官が適正かつ客観的に検討を行った結果、裁判所の再審開始決定に重大な瑕疵、誤りがあると判定されるのであれば、例外的に即時抗告によって争う事もやむを得ないものとして許容されなければならない。

6 論文作成者 笹谷珠希氏の見解

・再審制度の理念に対する理解の差異に応じて、検察官抗告を必要とする主張から禁止とする主張まで展開されているが、理念に対する差異は、現在において「無辜の救済のための制度」という以外に議論の余地は無いのではないか。故に、検察官抗告必要説は根拠に乏しいと言える。一方で現実には検察官抗告が一般化、本格化し、無辜の救

済の大きな妨げになっている。そのため、検察官抗告を制約する種々の方策が検討されてきたが、解釈論による検察官抗告の禁止は、実務に影響を与えているとは言い難く、そのため、検察官抗告に対する制約を実質化するには、立法によって検察官抗告を禁止する他ないのではないか。

- 日本の再審法の元となっているドイツの刑訴法では、1964年に再審開始決定に対する検察官の即時抗告権が廃止されている。その理由は、いかなる事案でも独立の裁判所が再審理を必要と判断したならば、支障のない即座の新公判が保障されなければならないためである。
- 日本においても、検察官の不服主張は再審公判そのもので行うべきであり、例え再審開始決定に問題があり、不満があっても、検察官はむしろこれを尊重すべきであり、それが検察官の公平性、中立性に連なることとなる。更に、再審開始決定によって、確定判決には一定の動揺がしょうじており、「疑わしきは被告人の利益に」の原則適用が認められている以上、検察官は再審公判で争うべきである。
- 以上のことから、検察官抗告を禁止するべき理由は存在するが、無辜の救済を阻害する要因となっている検察官抗告を存置するべき理由は存在しないものと考えられ、検察官抗告を禁止する立法的解決が求められている。